

# 令和5年度 甲賀市子育て世帯への 臨時特別給付金のご案内

甲賀市民限定で0歳から18歳（高校生世代）の児童  
1人につき**1万円**を支給します！

## 1. 支給対象者

◆平成17年4月2日～令和6年3月31日生まれの児童を養育する父母等  
（同居の父母等が優先、児童が世帯主の場合は児童本人）

**※令和5年4月30日時点で甲賀市内に住所のある児童に限ります。**

**※所得制限はありません。**

## 2. 支給額

◆児童**1人につき、1万円**

## 3. 給付金の申請手続き

◆次の①または②のいずれかの方法で申請してください。

①市ホームページから**オンライン申請**

②子育て世帯臨時特別給付金申請書兼請求書に必要事項をご記入のうえ、  
返信用封筒で**郵送申請**

## 4. 申請期限

◆**令和6年3月31日**まで

※令和6年3月に生まれた児童についての申請は令和6年4月15日まで

【ご注意ください】

- ・申請の際は、通帳やキャッシュカードなど受取口座を確認できる書類の写し（コピー）を添付してください。
- ・申請書に記載いただいた受取口座を、振込が完了するまでの間に解約又は名義変更されたことなどにより、受取口座への振込ができない場合は必ずご連絡ください。申請期限を過ぎると給付金の受け取りができません。
- ・児童が婚姻している場合は、本給付金の支給対象外です。

【お問い合わせ】

甲賀市役所 子育て政策課

電話：0748（69）2176

FAX：0748（69）2298

★ **オンライン申請**はこちら

